

いわき市教育大綱

～教育先進都市“いわき”を目指して～

(たたき台)

平成 28 年 3 月

いわき市

はじめに

私たちの大切なふるさと・いわきに大きな被害の爪痕を残した、未曾有の東日本大震災から、5年の歳月が過ぎようとしています。これまで、本市は、震災からの復旧・復興に、官民を挙げて全力で取り組んできました。

その歩みの原動力となってきたのは、子どもたちです。

いわきで生まれ、育った「宝」である子どもたちが、混乱や悲しみの淵にあっても、そうした困難を一つひとつ乗り越えて力強く育ってくれるように、そして、自らの夢や未来をしっかりと切り拓いていけるように、そのような想いや願いが、行政や企業、NPOをはじめとした内外の方々の心を一つにし、復興のスピードを加速させる力の源となってきました。

そして、復興に一つの目処が付いた今、折しも本年、市制施行50周年の節目を迎える本市は、次のステージとして、今後20年～50年の未来を見据えた、新たなまちづくりの第一歩を踏み出す時期に差し掛かっています。

現在、わが国においては、グローバル化や情報化の進展など、社会環境が大きく変化する中であって、人口減少と少子高齢化の急速な進行による地域の活力の低下が懸念されており、人と人とのつながりが希薄化し、それぞれの地域に営々と培われてきた伝統・文化の継承が困難となる恐れも生じるなど、様々な課題に直面しています。

近い将来には、AI（人工知能）技術の革新的な進歩により、社会・産業構造が変容し、今ある仕事や雇用の機会が半減するとの予測もなされています。

こうした中であって、今後のまちづくりを展望した時、最も重要なのは、時代の変化に対応しつつ、未知の領域に挑戦し、次の世代をリードする「人財」をいかにつくるか、そのことに尽きると言っても過言ではありません。

こうした認識に立ち、この大綱は、市民一人ひとりが持っている個性や能力を磨き、それらが最大限に発揮できる「学びの場」を創り出すこと、とりわけ子どもたちについては、基礎的な知識や教養を高め、自ら課題を見つけ、解決する意思や力を身に着けるとともに、震災の経験を糧として、自然に対する畏怖や、他者を思いやる心、困難に立ち向かう勇氣など、豊かな心と生きる力を育むことを念頭に、向こう5年間の本市における教育・学術・文化の基本的な方向性を定めたものです。

「地域が人を育み、人が地域をつくる」という考え方を礎として、子どもから大人まで、いわきに住まう市民一人ひとりが、郷土の歴史と風土を受け継ぎ、生涯にわたって学び続け、充実した人生を自ら切り拓いていくことができるよう、そして、ともに支えあい、主体的に地域社会に参画し、新しい価値を生み出していくことができるよう、地域を取り巻く様々な主体が知恵と力を結集し、誇りの持てる「教育先進都市“いわき”」の実現につなげてまいります。

目 次

1	大綱の概要	
(1)	大綱の位置づけ	1
(2)	計画期間	1
(3)	関連計画等との整合	1
2	基本理念	2
3	基本目標	2
4	基本方針	2
5	施策の方向性	
I	個性を生かした学校教育の推進	4
II	生涯を通じた学習活動の促進	6
III	確かな人間力を育む幼児教育の充実	8
IV	生涯にわたるスポーツライフの実現	10
V	地域に根ざした市民文化の継承と創造	12
	(参考資料)	
	関係法令（抜粋）	14

1 大綱の概要

(1) 大綱の位置づけ

大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づく、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として策定するものです。

(2) 計画期間

大綱の計画期間は、新・市総合計画後期基本計画との整合を図る観点から、平成28年度から平成32年度の5カ年とします。

(3) 関連計画等との整合

① 新・市総合計画

市では、市の長期的な展望・まちづくりの将来フレームを定めた「基本構想」と、その実現手段・基本的な施策を示した「基本計画」、個別の事業を示した「実施計画」の3層構造からなる「総合計画」をもとに各種施策を立案・実施しています。

現在の総合計画は、平成12年12月に制定した、「新・市総合計画 ふるさと いわき 21プラン」であり、計画期間は平成13年度から平成32年度までの20年間です。

教育に関わる施策については、これまで同様、総合計画に基づき実施していくこととなることから、大綱は、総合計画と整合が図られた内容としています。

② いわきの復興に向けた教育メッセージ

市教育委員会では、平成23年度末から、今後の教育行政の目指すべき基本的方向性を「いわきの復興に向けた教育メッセージ」として継続して発表してきました。

この教育メッセージにおいて掲げた基本理念は普遍的な内容であり、教育に関する継続性・一貫性を確保するため、大綱は、教育メッセージを継承するものとして作成しています。

③ その他

国及び福島県が策定している次の計画の内容についても踏まえながら策定しています。

- 【国】第2期教育振興基本計画（計画期間：平成25年度から平成29年度）
- 【県】第6次福島県総合教育計画（計画期間：平成25年度から平成32年度）

また、市で策定している次の個別計画等と整合が図られた内容としています。

- 【生涯学習分野】生涯学習基本構想、生涯学習推進計画
- 【幼児教育分野】子ども・子育て支援事業計画
- 【学校教育分野】未来をつくる いわきの学校教育 ABCプラン
- 【スポーツ分野】スポーツ推進基本計画

2 基本理念

基本理念

地域全体で人を育て、誇れるまち“いわき”をつくる。

「地域が人を育み、人が地域をつくる」という認識に基づき、学校、家庭、地域、企業やNPOなど様々な主体が連携しながら、個性や多様性に富み、自ら考え判断する自立した心を持ち、知・徳・体のバランスのとれた子どもたちを育む。

また、子どもから大人まで、市民一人ひとりが、それぞれのライフステージの中で、ふるさと“いわき”に誇りと愛着を持てるような学びの機会を設けるとともに、いわきで育った人が、また次の世代を支え育てる「豊かな土壌づくり」を進める。

3 基本目標

基本目標

- 1 未来に夢を持ち、ふるさとを支え、日本を支え、世界に飛躍する人づくり
- 2 市民がいつでも、どこでも、生涯にわたって学び、活かせる仕組みづくり
- 3 文化やスポーツに親しみ、健康で、心豊かな人生を送れる環境づくり

4 施策体系

施策体系

- I 個性を生かした学校教育の推進
- II 生涯を通じた学習活動の促進
- III 確かな人間力を育む幼児教育の充実
- IV 生涯にわたるスポーツライフの実現
- V 地域に根差した市民文化の継承と創造

I 個性を生かした学校教育の推進

- ① 新しい時代を切り拓くために必要な力の育成
- ② 学校の教育指導体制の充実
- ③ 学校教育環境の充実
- ④ 学校と地域の連携・協働の推進
- ⑤ 学びのセーフティネットの充実

II 生涯を通じた学習活動の促進

- ① 「学び」をささえる土壌づくり
- ② 「学び」をはぐくむ機会の充実
- ③ 「学び」をいかす人材の育成
- ④ 「学び」をむすぶネットワークの構築

III 確かな人間力を育む幼児教育の充実

- ① すべての子どもの人権の尊重
- ② 生きる力の基礎を育む教育の推進
- ③ 家庭、地域、幼児教育施設の連携の強化
- ④ 幼児教育全体の質の向上と人材の確保・育成

IV 生涯にわたるスポーツライフの実現

- ① 生涯スポーツの推進
- ② 競技スポーツの推進
- ③ 子どもの体力・運動能力向上
- ④ スポーツ団体・指導者の育成
- ⑤ スポーツ施設の充実
- ⑥ スポーツ交流の推進

V 地域に根ざした市民文化の継承と創造

- ① 芸術文化の振興
- ② 歴史文化遺産の保存と活用
- ③ 地域の歴史・文化を学び活かす機会の創出

5 施策の方向性

I 個性を生かした学校教育の推進

【方針】

次代のいわきを担う子どもたちに、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「たくましく生きるための健康や体力」という「知・徳・体」のバランスの取れた「生きる力」を育成するとともに、いわきを支え、日本を支え、夢や未来に向かってチャレンジする人づくりを推進します。

① 新しい時代を切り拓くために必要な力の育成

新しい時代を担う子どもたちには、社会環境の大きな変化を乗り越え、未来を切り拓いていく力が求められます。

子どもたちが、郷土に思いを馳せつつ夢や志を抱き、実社会で生きる力を養うため、基礎学力の向上をはじめ、企画力・問題解決力・実践力等を高める取組みの充実を図ります。

【取組み例】

- 基礎学力の向上をはじめとした各施策の総合的な推進
- 生徒会長サミットやいわき志塾などの多様な経験の場の提供
- 体験型経済教育施設（Elem）をはじめとした先進的な教育の実施

② 学校の教育指導体制の充実

子どもたち一人一人の確かな成長を図るため、学校の教育指導体制の充実を図ります。

【取組み例】

- 教職員の意識改革及び指導力の向上を目的とした研修の充実
- 幼稚園と小学校、小学校と中学校の更なる連携による義務教育の質の向上
- 教員の業務の軽減と効率化を図るための校務情報化システムの導入
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校司書、特別支援教育支援員、外国語指導助手などの充実



③ 学校教育環境の充実

新しい時代に対応した教育を、しっかりと支えていくため、学校教育環境の充実を図ります。

【取組み例】

- 情報化社会に対応した学校教材・教具の充実
- 学習・情報センターや読書センターとしての機能を備えた学校図書館の整備
- 学校施設の適切な整備

④ 学校と地域の連携・協働の推進

子どもたちの健やかな成長のためには、学校とそれを支える保護者や地域の人々、社会教育機関や民間団体等が、学校教育内外の活動において有機的に協働し、学校を核とした地域社会全体で子どもたちを育む仕組みを構築することが必要です。

次代のいわきを担う子どもたちが、郷土への愛着と誇りを持って地域社会に貢献できる自立した人間を育てる仕組みづくりを目指します。

【取組み例】

- 地域とともにある学校づくりの推進
- 郷土の先人、歴史・文化、地元産業等の地域に根差した教育素材の活用
- 次代のいわきを担う人材育成につながるキャリア教育の推進
- 家庭や地域、団体等と連携した食育活動の推進

⑤ 学びのセーフティネットの充実

貧困など家庭に困難な状況を抱える子どもたちや不登校の子どもたち、また、障がいのある子どもたちなどに、十分な学びの機会が保障されるよう、保護者の教育費負担を軽減するとともに、子どもたちへの支援・教育相談体制や子ども一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた支援の充実等を図ります。

【取組み例】

- 保護者の経済的負担を軽減する取組みの充実
- 教育相談体制等の充実や福祉・子ども子育て関係機関等との連携
- 特別支援教育の推進

【関係する個別計画等】

- 平成 27 年度 未来をつくる いわきの学校教育 ABC プラン

Ⅱ 生涯を通した学習活動の推進

【方針】

生涯学習は、市民一人ひとりが、自己の「ちから」を磨き、豊かな人生を送るとともに、その成果を地域社会に活かし、住みよいまちづくりにつなげていく「学び」の活動です。このため、市民と行政、地域の団体や企業等、地域を取り巻く様々な主体が一体となって、生涯を通して、学ぶことができる生涯学習社会の形成を推進します。

① 「学び」をささえる土壌づくり

少子・高齢化や市民のライフスタイルの変化に伴い、地域コミュニティの希薄化や子ども・高齢者の孤独化が懸念されています。市民がそれぞれの地域において、いきいきと暮らし続けるため、地域の誰もが気軽に立ち寄り、交流するとともに、市民が知りたい情報をより分かりやすく提供し、共有することで、地域住民による新たな「ちから」を生み出す土壌づくりを目指します。

【取組み例】

- 地域の生涯学習の拠点となる公民館等の環境整備・改善
- 新たな学習やまちづくり活動のきっかけとなる学習情報提供・共有化
- 社会教育指導員や公民館長によるコーディネート力の強化

② 「学び」をはぐくむ機会の充実

現代社会では、地域における課題が多種・多様化しており、それらの課題を乗り越え住民一人ひとりが社会を生き抜く「ちから」を養うことが重要となっています。地域住民が年齢や性別等によらず、それぞれのライフステージの中で、安全・安心な生活や災害への備えなど、様々な課題の解消に向けて学ぶことができる機会の充実を図ります。

【取組み例】

- 子どもから高齢者まで幅広い世代が参加しやすい学びの機会の充実
- 防災・減災など、現代的な課題に対応し生活力を向上させる学びの機会の充実
- 多文化共生社会に向けた学びの機会の充実



③ 「学び」をいかす人材の育成

個人が育んできた「ちから」を地域でのまちづくりやボランティア活動などの場において実践していくことは、市民一人ひとりが自らの学習の成果を実感し、地域への貢献につながる事ができる重要な取組みです。学びにより育まれた「ちから」を地域住民同士による学びの輪に広げるとともに、市民が一体となったまちづくりに向け、地域を支える人材の育成を目指します。

【取組み例】

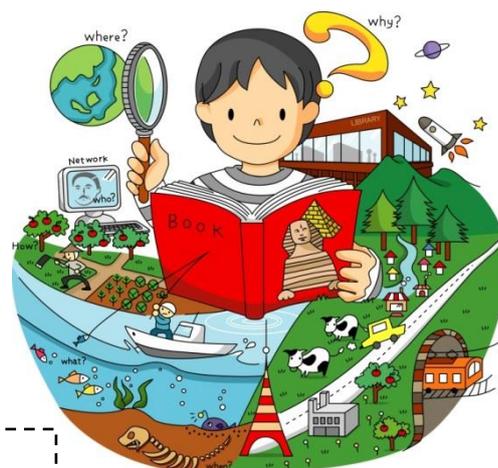
- 地域への関心を高める学びの機会の充実
- 地域の学習に係わるボランティアの発掘と育成
- 自らの体験や能力を生かせる学習活動の機会の提供

④ 「学び」をむすぶネットワークの構築

個人が育んできた「ちから」が、様々な人との交流などを通じて効果的に結び付くと新たな「ちから」が生まれます。学びによって培われた「ちから」をつなぐ体制を整備することで、地域が持続的に発展していくまちづくりを目指します。

【取組み例】

- 様々な人や機関をつなぐ核となる人材ネットワークの形成
- 学校・家庭・地域の協働による学習環境の整備
- 各関係機関が協働して生涯学習を推進する体制の整備



【関係する個別計画等】

- いわき市生涯学習基本構想（平成 3 年 3 月）
- 輝くいわき、学びあい都市宣言（平成 8 年 10 月）
- 第 5 期いわき市生涯学習推進計画（平成 25 年 3 月）

Ⅲ 確かな人間力を育む幼児教育の充実

【方針】

子どもは未来を築く、かけがえのない存在であり、本市の地域社会を支え、あるいは国際社会等へはばたく人材となるなど、無限の可能性を秘めています。

このため、すこやかに生まれ育つ社会的環境を整えるために、切れ目ない支援を行っていくとともに、人格の形成の基礎となる重要な幼児期において、様々な体験や人との関わりなどを通じて「生きる力」を身につけるための豊かな学びの土壌づくりに取り組みます。

① すべての子どもの人権の尊重

すべての子どもたちの人権を尊重し、差別や虐待から守るとともに、家庭や社会の中で、ひとしく、すこやかにはぐくまれ、自らも成長し、未来（みらい）をひらいていけるよう様々な環境づくりを進めます。

また、保護者にとっても、子どもたちのすこやかな成長を目にすることで、子育ての喜びを実感し、家庭や子育てに夢を持てるよう、次世代社会を担う子どもを安心して産み育てることができる環境を整備するとともに、妊娠から出産、育児まで、切れ目ない支援を行っていきます。

【取組み例】

- 関係機関との連携による啓発活動等を通じた子どもの人権尊重の推進
- 仲間づくりの推進や生活習慣の基礎づくり等による健康な子どもを育てるための支援
- 学校や地域の関係機関等との連携による子どもの健全育成の支援
- 子育てに配慮した住宅環境・生活環境の計画的な整備
- 支援を必要とするひとり親家庭や障がいのある子どもとその家庭等への取組みの推進

② 生きる力の基礎を育む教育の推進

就学前の基礎づくりの観点から、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むという理念のもと、人との関わりを通じた遊びや多様な体験を通し、興味や関心を高め、自ら様々なことに気づき、表現できるようにするなど、人格形成に必要な知識や技能の習得及び、思考力・判断力・表現力などの育成を重視しながら、各種の取組みを進めます。

【取組み例】

- 家庭・学校・多様な体験活動を通じた生きる力の基礎を育む教育の推進
- 子育てに配慮した住宅環境・生活環境の計画的な整備（再掲）

③ 家庭、地域、幼児教育施設の連携の強化

子どものすこやかな成長、育ちのためには、家庭はもとより、幼児教育施設と地域の三者が密接に関わることにより、子どもの生活につながり・連続性が保たれ、一方の生活の中で培われた経験・習慣が、他方の生活で生かされ一層豊かなものになるような循環を生み出していく必要があります。

このため、幼稚園・保育所（園）が中心となって総合的な調整を行うことなどにより、施設内での園児の教育・保育活動に加え、家庭や地域社会における教育力の低下を補完する役割を担っていくとともに、家庭や地域社会が自らの教育力を再生・向上させることができるように、その専門性を生かし、家庭・地域社会を支援する役割を果たしていきます。

【取組み例】

- 関係機関との連携による子どもの成長段階に応じた家庭教育の推進
- こども会やスポーツ少年団などの自主的な活動の育成による子どもを育てる地域活動の推進
- 様々な子育てニーズに対応した多様な教育・保育環境の整備

④ 幼児教育全体の質の向上と人材の確保・育成

幼児期は、生育環境の違いなどにより、一人ひとりの心身の発達の個人差が大きいいため、幼児一人ひとりの発達の課題に応じた教育・保育を充実させる必要があります。特に、乳幼児期の発育発達面に問題を持つ子どもや障がい児等に関する相談・支援については、個別の状況に応じた支援が必要です。

このため、支援を必要とする幼児については、教員・保育士が幼児とつながり、一人ひとりに合った適切な教育・保育を提供でき、就学前から就学後において、これまで以上に円滑につなげていけるよう、教育・保育内容の充実や統合保育の人材の確保などの体制整備、教員・保育士の資質向上を目指した取組みを進めます。

【取組み例】

- 人的資源の発掘や若年層への働きかけなどによる子育て支援に関わる人材の創出と育成
- 障がいに係る一貫した体制の確立等による乳幼児期から成人まで切れ目ない療育支援の推進

【関係する個別計画等】

- いわき市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年 3 月）



IV 生涯にわたるスポーツライフの実現

【方針】

市民の誰もが、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、それぞれのライフステージにおいて、自己の能力や関心等に応じ、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境づくりに努め、健康で明るく活力に満ちた豊かなスポーツライフを推進します。

① 生涯スポーツの推進

スポーツは、人間の身体的・精神的な欲求に応える世界共通の文化の一つであり、明るく豊かな社会の形成や個人の心身の健全な発達に極めて大きな意義を有しています。

このことから、市民の誰もが日常生活の中にスポーツを取り入れながら、生涯を通してスポーツに親しむことができるよう、多彩なスポーツ活動へ参加する機会の充実を図ります。

【取組み例】

- 市体育協会や市スポーツ推進委員等と連携した生涯スポーツの普及啓発
- 気軽に参加できる各種スポーツ大会・スポーツ教室・イベントの充実
- 各種スポーツ事業、スポーツ施設、指導者など、スポーツに関する情報提供の充実

② 競技スポーツの推進

全国トップレベルの大会、さらにはオリンピックなどの国際大会において、本市ゆかりの競技者が活躍することは、市民に大きな夢と感動を与えます。

このため、本市の誇りとなる競技者が数多く育つよう、広くジュニア層を視野に入れ、スポーツ指導者やスポーツ団体等と連携しながら、競技力の向上を目指します。

【取組み例】

- 選手の競技力向上及び指導者の指導力向上を図るための支援
- 東京オリンピック・パラリンピックなど国際大会出場が見込まれる選手・指導者への支援

③ 子どもの体力・運動能力向上

スポーツを通じた健康づくりや体力の向上は、子どもたちの心身のバランスのとれた発育・発達に不可欠ですが、テレビやゲーム等に費やす時間の増加により、子どもたちの屋外遊びや運動時間が減少しています。このことから、運動やスポーツの楽しさを体験できる場を提供し、子どもたちが積極的に運動・スポーツに親しみながら、生涯にわたる豊かなスポーツライフを形成する習慣や意欲、能力を育成することに努め、子どもの体力向上への総合的な取組みを進めます。

【取組み例】

- 学校体育を通じた計画的、系統的、継続的な児童生徒の体力向上の推進
- 学校・家庭・地域と連携した適切な指導体制の整備充実
- スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブの充実など、子どもたちがスポーツの楽しさを体験できる機会の拡充

④ スポーツ団体・指導者の育成

市民のスポーツ活動に対する意識の高まりを踏まえ、主体的・継続的にスポーツ活動ができるよう、市体育協会等のスポーツ団体の組織の充実強化を図るとともに、市民ニーズに対応した質の高い指導者やスポーツ活動を支える人材の育成・確保を目指します。

【取り組み例】

- 本市のスポーツ推進の中心的役割を担う市体育協会の組織・機能の充実強化
- 青少年の健全育成や競技力向上に大きく貢献しているスポーツ少年団の育成・支援
- 研修会、指導者講習会等への参加による市スポーツ推進委員、スポーツ指導者の育成・確保

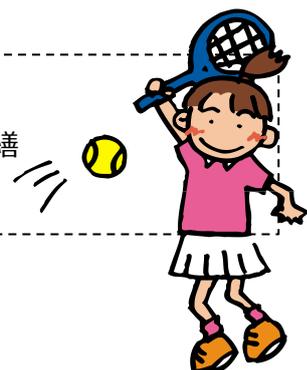
⑤ スポーツ施設の充実

スポーツ活動の場として、安全に利用しやすいスポーツ施設の整備や利用者のニーズに対応した適切な管理運営を行うことは、豊かなスポーツライフを支える基礎となるものです。

このため、既存施設を最大限に有効活用しつつ、計画的な改修・修繕を行いながら、施設利用者のサービス向上を目指します。

【取り組み例】

- 利用者が安全で快適に活動できる環境を整備するための施設の改修・修繕
- 高齢者や障がい者を含む地域住民に配慮した体育施設の整備



⑥ スポーツ交流の推進

スポーツ大会やイベントなどを通じた交流は、スポーツの推進はもとより、本市の魅力を全国に発信することや、風評被害の払拭、交流人口の拡大・地域経済の活性化など、本市に様々な効果をもたらすことから、スポーツを通じた積極的な交流を目指します。

【取り組み例】

- スポーツ団体や各種関係団体等と連携したスポーツ大会・イベントの開催
- スポーツ・コミッション事業の推進によるスポーツ大会・合宿等の誘致
- 東京オリンピック・パラリンピック関連事業の積極的誘致

【関係する個別計画等】

- スポーツ都市宣言（昭和 61 年 3 月）
- いわき市スポーツ推進基本計画（平成 26 年 3 月）



V 地域に根ざした市民文化の継承と創造

【方針】

市民の文化に対する知識や教養の向上に資するとともに、文化活動等を通して、郷土愛を育み、様々な芸術文化を生涯を通して学び、鑑賞できる環境づくりや、市民の主体的で多彩な芸術文化活動の活性化に取り組めます。

また、地域の財産である貴重な歴史文化遺産に対する理解を深めるための施策を推進します。

① 芸術文化の振興

本市には多くの文化施設があり、それぞれの施設で特徴を生かした様々な企画展やワークショップ等を実施し、子どもから大人まで市民が芸術文化に触れる機会を提供しています。さらに市民への質の高い芸術文化に触れる喜びと学びの機会を提供できるような取り組みを目指します。

また、郷土に誇りを持ち、地域の文化を次代に継承・発展していくことは非常に重要な課題であることから、芸術文化に関する調査・研究や保存・活用に努めるとともに、自主的・創造的な文化活動を行っている個人・団体等の育成・支援などによる芸術文化の一層の振興を目指します。

【取り組み例】

- アリオスや市立美術館を通じた子どもに対する芸術文化を体験する機会の提供
- 文化団体に対する成果発表事業への支援、全国大会等出場への支援
- 市民文化祭や市民美術展覧会への支援
- 文化施設における各種企画展等の開催
- 移動美術館や各種実技講習会、体験型ワークショップ等の充実

② 歴史文化遺産の保存と活用

地域の財産である文化財は、本市の歴史、文化などを正しく理解するために欠くことのできないものであると同時に、将来の文化を向上させる基礎を成すものであることから、文化財に対する理解を深め、後世に引き継いでいくことが大切です。

このため、文化財の調査・研究・保存の充実とともに、市民が文化財に触れることができる機会の提供や、積極的な情報発信などに努めます。

【取り組み例】

- 文化財保存のため所有者が行う修理等への支援
- 伝統芸能の保存・継承のため子どもたちに対する体験学習の充実
- 開発事業者と遺跡保存のための協議、及び発掘調査による記録保存の充実
- 文化財の修理現場の特別公開や遺跡発掘調査の現地説明会の充実
- 文化施設における各種企画展等の開催



③ 地域の歴史・文化を学び活かす機会の創出

本市においては、子どもたちが高校を卒業すると同時に、市外に流出する傾向が顕著となっています。

次世代を担う子どもたちが、進学や就職等により一旦市外に転出しても、「ふるさといわき」に還り、いわきでの定住を選択するためには、小中学校の早い段階から、子どもたちの郷土に対する誇りを高めることが必要です。

このため、郷土の歴史や文化、産業等について理解を深め、子どもから大人まで、市民がいわきに対する思いを高め、誇りを持てるよう、地域団体や企業等との連携を強めながら、様々な機会を捉えて独自の取組みを進めます。

【取組み例】

- 郷土の歴史・文化、地元産業等の地域に根ざした教育素材を学校教育に活用
- 企業見学をメニュー化し、小中学生の社会科見学やインターンシップを実施

(参考資料)

○関係法令（抜粋）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成 26 年 6 月 20 日改正）

（大綱の策定等）

- 第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第 1 項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第 1 項の規定は、地方公共団体の長に対し、第 21 条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

教育基本法（平成 18 年 12 月 22 日 法律第 120 号）

（教育振興基本計画）

- 第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

〒970-8686

福島県いわき市平字梅本 21 番地

いわき市行政経営部地域創生課

[電話 : 0246-22-7025 FAX : 0246-24-4300]